

# NISA口座(非課税口座)を開設いただいているお客様へ

平素は私ども横浜信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、お客様にご利用いただいております少額投資非課税制度にもとづくNISA口座(非課税口座)につきまして、第1期目の「勘定設定期間」が平成29年末をもって終了します。

従来は、第2期目の勘定設定期間においても継続して新規投資等していただくためには、所定の手続きが必要とされていましたが、その後の税制改正により、条件によっては特段のお手続きなく、当金庫に開設しているNISA口座を利用して、平成30年以後も継続して新規投資等していただくことができます。

●●● 平成30年以後もNISA口座を継続利用される場合、お手続きが必要な場合がございます。以下のフローチャートをご確認ください。●●●

**平成30年以後も当金庫に開設されているNISA口座を利用して新規投資等をお考えのお客様で、まだマイナンバーをお届出いただいている場合は、継続利用のお手続きを不要にするため、ぜひ平成29年9月20日までにマイナンバーをお届出ください。**

9月20日までにマイナンバーをお届出いただけない場合、平成30年以後も継続してNISA口座をご利用されるには、再度、書類手続きが必要となります。

右記のとおり、平成29年12月31日でNISA口座の第1期目の勘定設定期間が終了するため、平成30年1月1日からの第2期目の勘定設定期間も継続してNISA口座を利用して新規投資等される場合は、原則としてお手続きが必要となります。

勘定設定期間

第1期目 平成26年1月1日～平成29年12月31日

第2期目 平成30年1月1日～平成35年12月31日

当金庫にマイナンバー(個人番号)をお届出済みですか？

はい

**特段のお手続きは不要です。**

平成28年度税制改正により、平成30年以後もNISA口座を継続して利用する場合の書類手続きが不要となりました。

なお、既にマイナンバーをお届出済みで、平成30年以後、当金庫でNISA口座の継続利用をご希望されない場合は、別途お手続きが必要となりますので、平成29年9月20日までにお取引店までご来店のうえ、お手続きをお願いいたします。

いいえ

**平成29年9月20日までに当金庫にマイナンバーをお届出ください。**

平成29年9月20日までにマイナンバーをお届出いただけなかった場合、継続利用されるには、平成29年10月2日以降、マイナンバーのお届出とともに「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要となります。

**ご注意ください！**

NISA口座を利用されているお客様が、平成29年9月20日までにマイナンバーをお届出いただけない場合、継続利用のお手続きをしていただかないと、平成30年以後の非課税管理勘定が当金庫に設定されません。そのため、NISA口座を利用して「定時定額購入取引」や「分配金再投資」をご利用中の場合、自動的に課税口座(特定口座・一般口座)でのご購入となりますのでご注意ください。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問い合わせください。  
今後とも、横浜信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。